

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接收土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878

2

C



全沖繩軍用地所有者大會

期日 一九五五年四月十三日
場所 那霸劇場
主催 市町村軍用地委員会連合会

軍用地地主大会運営規則

- 一、本大会の運営を左の通りとす。
- 二、本大会の運営は準備会に於いて推薦された委員に依て運営されるものとす。
- 三、本大会の運営委員は十名とす。
- 四、本大会議長は運営委員の互選に選出せられ大会の全般を統率す。
- 五、本大会の議事進行は進行係によつて進行せられ動議提案はあらかじめ進行係に提出し運営委員の協
議により処理される。
- 六、本大会の進行中会場の秩序を乱し好ましくない言動のある場合は議長は会場外退去させることが出
来る。

以上

目次

- 一、軍用地所有者大会運営規則
- 二、宣言綱領の採択
- 三、要望事項の決議
- 四、協議事項の審議決定
- 五、綱領要望事項の簡単な説明
- 六、参考資料
 - A、市町村別軍用地筆数、坪数、軍賃借料一覧表
 - B、訴願集計表
 - C、市町村別地目、等級別の軍賃貸料と訴願適正額の坪当り比較表
 - D、沖縄那島地目別軍用地、民用地比較表
 - E、補償要綱案

言

言

米合国による自由諸国の防衛と安全のため軍用地にされた吾々の所有地は終戦後十年に至る今日未だに納得承服出来る民主的且適正な補償の道が講じられてない事を遺憾とする。

茲に吾々軍用地所有者は戦争犠牲の一方的負担を排除し軍使用民使用の何れを問わず公平な財産収益の享受がなされるべきであり又犯さるべきではない事を信ずる。依つて吾々は凡ての軍用地問題の具体的解決方を軍民両政府並びに立法院に希求すると同時に財産権の擁護と軍用地問題から生ずる不安と貧苦の打破に団結し努力する事を誓うものである。

一九五五年四月十三日

右宣言す

宣野	233	41,042坪	290,381	7.円07銭	18,481坪	925,760円	50円	14.14%
山	87	21,010	158,052	7.52	2,600	121,200	46	16.35
新	67	15,385	111,993	7.27	3,718	170,560	45	16.15
赤	5	1,814	9,749	5.37	388	15,320	39	49
上	12	1,769	9,450	5.34	1,675	75,050	44	12.14
真	101	16,497	96,885	5.87	3,987	198,750	49	84
志	126	115,120	118,334	7.82	4,804	462,300	96	23
地	69	13,795	107,012	7.75	1,799	89,485	49	70
伊	39	4,281	35,868	8.37	1,013	49,275	48	64
左	62	12,376	80,773	6.52	2,798	131,277	46	90
真	2	231	1,177	5.09	230	14,500	63	04
天								
間								
計	803	1,43,320	1,019,574	7.11	41,493	2,253,477	54	30

B 米國民政府財産管理課が琉球人に貸付せる實例

村名	字	小字	地番	地目	地積	年賃料	年坪当り
宣野	普天間	真名利浦原	601	田畠	51坪	306円	6円
〃	大山	後原	1,52601	〃	306.50	7,356	24
〃	普天間	東原	716	〃	20.16	1,209.60	60

C 米國人軍隊の借地せる賃借實例

村名	字	小字	地番	地目	地積	賃賃料	年坪当り
宣野	大山	後原	806	畑	81坪	7,800円	97円53
〃	〃	〃	472	畑	83	9,300	100
〃	〃	〃	474	畑	54	5,184	96

一 買上げ値による無期限使用料の「一括払に反対」の阻止の万全を期す。
 一九五四年三月副長官並にラムリー主席民政官が無期限使用料の「一括払に対する方針の発表があり、それと共に当連合会に於いては一九五四年三月廿六日評議員会を開催し直ちに各村土地所有者の「一括払に対する意見を聴取、五月七日集計致しました。要調査人員一八、九六一人に対し「一括払に反対する者一八、九一一人、一括払に賛成する者四七人で土地所有者の殆んどが「一括払に反対の意志を表明して居ります。更に一九五四年十月四日附全島各種団体三十二の御意見を承りました。その全部が反対の意見であることをご知りませした。当連合会と致しまして。

1. 琉球の國際的地位が明確にされてない現状に於いて琉球の領土權が無期限に拘束される様な事態を招いてはいけない。所有權はそのまま従来の土地所有者に残存せしめると言つても使用權・占有權・地益權が無期限に買上げられた後の空文化された所有權が何物をも意味しないし、無価値となり、且又講和条約に於いてプレス長官が日本に対し残存主權を認めると言明した事項を實質的に失わしめる可能性を大

ならしめる。

2、現在アメリカ人のみによる米國土地収用委員会に於いて布告二十六号の訴願審理が行われている。この審理は低廉なる軍の貸貸料に対し土地所有者はこれを不服としてその値上要望のためになされた異議申立てであり訴願である。この訴願審理は既に六回も終了しているが未だに裁決もなされていない現状である。

然るにこの低廉なる貸貸料を基礎に於いて換算された買上げ値に等しい一括払がなされる事は土地所有者にとつて絶対に承服出来ないし希望もしない。

然して斯かる一括払が計画されているとするならば訴願審理を続行して行く米國の趣旨を土地所有者は理解出来ない。土地所有者と米合衆國が公平に納得出来る適正貸貸料の決定が先決優先されるべきであり一括受取りに対しては目下考ふる必要はない。

右二項は琉球の地位並に経済に及ぼす影響が至大であるしあくまでも琉球の自主性の上に立つて解決されねばならない。

三、適正な補償を伴わない強制立退きに絶対反対。

適正補償が伴わない強制立退きの事実に対しては伊江村真謝部落代表、宜野灣村伊佐部落代表に委細に報告して戴くこととした。吾々は國家統治者等が公共施設並に社会福祉のために行う土地収用権力を否定するものではないが、然し如何なる場合に立入るとも個人財産が適正な補償の道を講ぜずして権力行使による強制執行される事には個人財産権の侵害であつて斯かる行為は人道的にも許し難いことである。

四、布告九二号、九三号、九四号、九五号、九六号、九七号、九八号及び附則布告の改廃。

A、布告第九二号

第四条、よつて琉球政府主席に対し次の事務を遂行し且つ責任を負う権限を附与しこれを行う事を命ずる。(1)契約書D A九一―三二〇 T E C 一四八号及び別紙契約書の書式によつて前記の主たる貸借契約を完遂する上に必要な程度に個々の地主と琉球政府間の貸借契約を作成し実施し交付し及び琉球政府が堅くこれを守る事

B、布告一〇五号

第四条第一項

この布告にうたわれた土地の個人所有の代行者となり該所有主及び同各人の代行者として一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至る迄の該所有主の土地の使用及び借地料支払に關し該使用主と米國政府間の土地貸借契約を締結しこれを手交する。追つて米國政府が作成して行政主席へ引渡される「財産表」には地目及び借地料の割当金額別に項目毎に明記してある。

右布告A Bの布告抜粹に記された様に吾々所有主と行政主席との間に契約するべきであるが肝心の貸貸料の取極めに対しては布告第一〇五号の第四条第一項に基く財産表に明記されてある額でなされ、主席に対し適正な貸貸料評価の権限とそれに伴う契約書の書式等にはふれてない。

だから軍用土地係はその財産表(リスト)をもつて契約を締結しに村役場に足をばくが低廉な財産表(リスト)をみて所有主は契約しない。所有主の要望は幾らで何円迄の貸貸料にたら契約に成してもよいと思つてもその契約に伴う財産表(リスト)金額の訂正をなす権限がないから訂正することが出来ない。D Eの評価通りおしつけてくるから契約は到底出来ない。又別紙契約書とある契約書の中にも期間を二〇ヶ年と定

め経済状態に応じて賃料の變更がなされる様な条項は規定されてないから益々困難である。
布令九一号の契約権を主席に附与するならば評価権迄与えてその土地の状況に応じて所有主も政府も納得出来る様な契約の様式に改めるべきである。

布告二十六号

一九五二年四月二十八日を基礎として算定された賃借料を本旨とする「土地収用委員会に於いて審理されるその裁定額はそれが第二條に基き登記された見積価格に比し増減の如何にかかわらず最終決定となる。これは既に義務を生じている賃借料及び今後発生する賃借料の双方に適用される」とある様に収用法の一般常識である「収用委員会の裁定に不服の時にはその土地の裁判に訴える事が出来る」の項を削除して最終決定としている点、又一九五二年の土地関係に於いて法的に所有権行使が抑制され又社会状態も軍用地代が確定支払される迄は民間地料の支払も一般的になされなかつたにもかかわらず斯かる法的又は社会現象を無視して基準を決定し然もこれが最終決定となり永久不変である事に所有主は非常に不満であり、且不服であるので借地契約を命令様式でなく相互契約が出来様改める事により又民主的収用法を採用することにより布告二十六号は不用となる。契約であるのか収用であるのか單に既成事実を確立し支払いをする様な斯かる布告は必要でなくなつてゐる。

五、軍用地主務機関の設置と示連事項の一元化

琉球政府に於いては布令第九一号、一〇五号、一〇九号、布告二十六号に伴う取扱い事務担任の明確を欠き且つ諸軍用地問題の総合的検討、研究、遂行並に軍用地所有者の軍との連絡、質疑、応答等、責任を以つて処理する統一機関ない為、琉球の最大にして最高の問題とする或は琉球の政治の八〇%を軍用地問題で解決するといふ理

於いてそれに対応する主務機関を設けるべきで一九五三年米軍当選会合としては何回となく政府、立法院に進言し陳情をなして来たが未だにその設置をみてないのは残念である。軍用地所有者に責任をもつ機関を設置してこそ現在直接軍D E或は航空隊が町村と折衝し琉球政府は事がむづかしくなつてから知る状態におかれているのを是正し或は又軍と町村間の意志疎通、実状の把握が出来ない為に生ずるあらゆるむづかしい問題を事前に処理し隘路を打開する事が出来る。

六、米軍の使用に供する土地等の補償法の早期立法を期す

一九五四年四月本立法院開会と同時に本件を陳情したが未だに立法する迄に至つてない。そのため伊佐浜、眞謝郡等の入達並びに収用告知書を発送された町村や所有者に非常に迷惑を及ぼしている。法や政治よりも事実が先行する事態は一日も早く是正するべきであり、該件を早急に立法し軍用地所有者を安堵せしめるべきである。

七、土地収用委員会に米軍と同等数の琉球人を参加せしめる事。収用審理に当つては賃借人、賃貸人並に学識経験者有する者の三分の構成によつて運営するべきであるに拘らず布令第一〇九号の収用委員会は賃借側である米台米國人のみによつて構成されている。

斯かる委員会を正当な委員会とは断じ難い。依つて審理の公正と適正な賃貸料金を裁定する収用委員会に細人も参加させるべきである。
公正なる審理と裁決は賃借人、賃貸人双方の合議と協力によつて生れて来る。収用委員会の構成に片手落ちあつてはその審理裁決をも疑わしめる結果を招く。立法院も該件を決議申言したが未だに実現しない。軍用地所有者の意志の代表を送るべきである。

八、主府、以下立法院代表、土地所有者代表の早期渡米の実現を期す。
軍用地関係布告の改正、軍用地に関する補償並に適正賃料の設定その他軍用地問題の総合的且合理的解決は一九五四年十一月十日オクデン副長官の記者会見の時の談話によつても明らかにされた如く、直接米議院に折衝せねば解決が難事であり出先機関の駐屯軍では考慮し難い事が判断された。
依つて速やかに主府以下を米國に派遣し直接事情を究明し折衝する事が最も緊要である。

要望事項の簡単な説明

一、被災地、軍道路に対する補償の支払を早急になして戴き度い。
那覇市蓮花町一丁目、三丁目、住吉町一丁目、計七二筆、五、一七九坪六分四勺が軍により那覇港拡張工事のため海になつているが該地の借地料は勿論の事、各種補償の途が全く断じられぬままに今日に至つては数回となくD.E. U.S.C.A.R政府に陳情、支払請求をなしているが全くその見返りさえついてない。該土地所有者は全く悲愴にくれてゐる。
又琉球全島にわたる膨大な軍用道路が右の通り軍側に請求すれば、ガロア施設から琉球政府の責任で支払されるべきで米軍はその資金を援助しなければならぬと思つてゐる。目下ワシントンに問合せ中だと言ふ。
琉球政府に行けばこれは軍道路米軍が支払いすべきだと言つて、どの様にしてこの補償費を受け取り請求するか、具体的に未だその責任区分も判明しない。
具体的な事象に対しては直接大会に於いて土地所有者の説明による。

二、米軍復習の妨げを生ずる休業並に農作物損害補償の早期支払の実現。
委細な事実に対しては大会に於いて被害者側から説明することとして金武村伊波区は一年の中三七日が演習通知を受け、その度毎に田畑や山に対する立入禁止となり自家族の引越しをなしている。特に喜仙原一部落がその度毎に遠く金武あたり迄避難せしめられ仕事をなす事が出来ないに拘らずそれに対する補償の途が断じられてない。畑には適期に適作、作物には施肥の時期と中耕除草が最も緊要だがそれをなす事が出来ない。臨海疏濬のときは養殖養豚に迄悪影響が来ている。これ等の人達に休業補償と農作物の損害補償の途が断せられるべきである。

三、國務省無線関係地域の地料の早期支払。

恩納村万座毛、國頭村桃原に施設された無線地域が國務省関係たる理由に未だに賃借料の支払がなされてない。陸軍、海軍、空軍、國務省と別々の支払とすることその予算を適正な額に一元化し琉球軍用地総面積に応じて一括予算の基に支払うべきであり政府も斯る方向に政策を進め琉球に於ける米國使用面積の地料総額の受領方式を確立すべきである。

四、解放復元補償の政府による補償請求支払の実施。

北谷村砂辺が三筆、一二九名の所有に係る約五万余坪が一九五四年四月に解放されたが該地域は軍に依る採石、採砂のため岩石は海に化し使用不可能の状態で使用する事が出来なくなつてゐる。爾來D.E.と折衝を続けているが二年になる今日迄その補償の実現をみてない。斯かる地域が具志川、美里、各地にあり、その累計中であるが解放日迄の不明確な不明確から来る事務の粗漏且認識が足らずそのままの状態におかれてゐる。政府は速やかに該地域の調査を進め当然の権利として与えられている所有者へ

の復元補償を早急に実現せしむべきである。
五、土地収用委員会の審理終了と共に速かにその裁決を発表して戴き度い。
既に六回に亘る訴願審理を終了しているが未だに一回の裁決結果も発表されていない。その裁決如何が軍用地所有者の重大な関心事でありその動向を左右する。速やかに裁決結果を知り今後の所有者の取るべき道を講じて行きたい。

アメリカ合衆国の用に供する土地等の補償要綱案

(目的)

琉球に於てアメリカ合衆国(以下合衆国という)軍隊の用に供する土地の使用に伴う貸借料、損失補償及び其の他の補償の算定基準については、本要綱の定めるところによる。

補償については、左に掲げる基準による。

一、土地賃借料

- A 農地については、当該土地の農業経営から得られる一切の推定農業収入から支出すべき推定農業経営費(自家労務費を含む)を控除した推定農業所得額
- B 営業用地(合衆国軍隊の使用により他に転じての営業を行うことが客観的に不能な土地)については、当該営業の推定収入から支出すべき推定経営費(自家労務費を含む)のうち当該土地が獲得すべき部分の額

C 其の他の土地
当該土地については、近傍類似の土地賃借料に準じて算定した額又は実際売買価格に基く推定価格の六%とする。

D 評価の時期は既使用地にありては、一九五四年又は契約更改の時とする。

二、損失補償

A 前項の賃借料の外土地以外の物件又は権利に対する補償額の算定基準については、左記による。

1 立毛

当該立毛の租収入見込額から使用開始以後に通常投下されるべき経営費(自家労務費を含む)を差引いた額。

2 立木、竹林

伐期以上の立木、竹林は、その価格、伐期末満の立木、竹林は、伐期に於ける収入見込額を評価時に還元した額に年々の薪炭用枝木等の収入を評価時に還元した額を加算したもの。

3 果樹、桑樹、茶樹等の永年作物

年々の租収入見込額から年々通常投下されるべき経営費(自家労務費を含む)を評価時に還元せる額を差引いた額又は移植に要する費用と収入減損予想額を評価時に還元した額との合計額。

4 耕作権、漁業権等の利用権及び営業権

当該権利から生ずる通常の純益額を評価時に還元した額。

5 建物、工作物その他の構造物及び設備等

除去移築の費用一切又は同量同量の推定再建設又は再取得に要する費用。

6 移転料、祭し料
所要経費一切。

7 休業補償

移転のため通常必要とする休業の期間に於ける当該営業の予想純収益及び従業員に対し支払うべき退職手当等。

B 中間補償

滅失せる土地又は道路については、中間補償するものとし、当該土地の近傍類似の土地を取得するに要する費用。

C この要綱に基準にないもの又は特殊異例にわたるものについては、個々の事実によりこの要綱の類似する条項を準用して算出した額を補償額とする。

二、雑作料又は転業資金

合衆国軍隊の用に供する土地から立退くものについては、前各項の補償の外土地又は権利の種類によりそれらに於いて雑作料又は転業資金を補償し、既用地についても上記の方法を勘案し補償をするため、これらの算定基準を左記の通り定める。

A 農地については雑作料として当該農地を利用して得られる推定年間農業所得額の五分分とする。

B 農地以外の土地又は権利については、転業資金として当該土地又は権利を利用して得られる推定年間所得額に対して、これと同額に前項による補償額に相応する算定額とする。

